

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成 27 年 12 月 22 日京都市条例第 23 号）（行財政局人事部人事課）

市長の附属機関として新たに京都市自転車政策審議会を設置し、その担任する事務並びに委員の定数及び任期を定める必要があるため次のとおり改正することとしました。

別表 1 京都市美術館再整備工事設計業務受託者選定委員会の項を次のように改める。

京都市美術館再整備工事設計業務受託者選定委員会	京都市美術館再整備工事における設計業務に係る受託者の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10 人以内	委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日まで
京都市自転車政策審議会	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第 8 条第 1 項に規定する事項、自転車の安全な利用の促進に関する事項その他の自転車政策に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べること。	20 人以内	2 年

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年12月22日

京都市長 門川大作

京都市条例第23号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表1 京都市美術館再整備工事設計業務受託者選定委員会の項を次のように改める。

京都市美術館再整備工事設計業務受託者選定委員会	京都市美術館再整備工事における設計業務に係る受託者の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10人以内	委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日まで
京都市自転車政策審議会	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第8条第1項に規定する事項、自転車の安全な利用の促進に関する事項その他の自転車政策に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べること。	20人以内	2年

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 京都市自転車等放置防止条例の一部を次のように改正する。

目次中「自転車等駐車対策協議会（第17条～第19条）」を「削除」に改める。

第4章を次のように改める。

第4章 削除

第17条から第19条まで 削除

(行財政局人事部人事課)